

第 6 号

令和7年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,000,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,636,572千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 債		千円 2,000,000	千円 △ 1,000,000	千円 1,000,000
	1 県 債	2,000,000	△ 1,000,000	1,000,000
歳 入 合 計		2,636,572	△ 1,000,000	1,636,572

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土 木 費		千円 2,635,572	千円 △ 1,000,000	千円 1,635,572
	1 港 湾 費	2,635,572	△ 1,000,000	1,635,572
歳 出 合 計		2,636,572	△ 1,000,000	1,636,572

第3表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
八代臨海工業用地 造成事業費	千円 2,000,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができる。	千円 1,000,000	(補 正 前 に 同 じ)		